

平成19年度 若手職員の政策提案制度



「しまねの森」水と緑の再生プラン

報告書

執筆者

平成19年11月12日

平成19年11月12日

「しまねの森」水と緑の再生プラン検討グループ

田中	徹	障害者福祉課
松井	亨	森林整備課
澤井	亮	自然環境課
澤田	英朗	経営支援課
瀧	恵美	土地資源対策課
細田	栄二	林業課

目次

1. 島根の森林の役割と現状	2
2. 政策の構成と方向性	2
3. まずは情報整備から	3
・総合森林情報管理システムの構築	
4. つよい林業の森づくり ～業としての林業の自立による資源循環利用～	4
(1) 林業で守る！「しまねの森」	
① 長期の施業委託の推進	
・トータル施業委託方式への転換	
・信託契約の推進	
・公的第三者機関による仲介システムの構築	
② 民間資本の活用	
・「しまねの森再生」ファンドによる伐採	
(2) みんなで使おう「しまねの木」	
① 県産材を使った「しまねの木の家」を増やそう！	
・住んで安心「しまねの木の家」づくりバックアップ対策の拡充	
・県外への木材販売 ～しまね発スケルトン・インフィル方式の全国展開	
・「しまねの木」HIGH デザインコンクール	
② 木質バイオマスによる新しい木材利用	
・家庭・事業所におけるバイオマス燃料利用の推進	
・火力発電所におけるバイオマス混焼	
5. 住民参加の森づくり ～森とのふれあいから生まれる地域の森づくり～	9
① 住民参加の核となるひとづくり	
・「スペシャル森林ボランティア」の育成	
・もりの見守り人	
② 企業等、多様な民間参加の推進	
・〇〇の森（テーマのある森）による企業スポンサー募集	
・「寄合型」企業参加の森づくり事業	
・地域が一体となった取組み	
③ もっと気軽にふれあい体験	
・ハッピーフォレストスクール（学校教育での体験学習）	
・「ひと・もり」ふれあいの場づくり	
6. 県民の意識づくり ～県民総出で「しまねの森」の再生を～	13
・効果的な情報提供	
・県民の気持ちを後押し	
・県職員の率先した取組みを期待	
7. その他	14
水と緑の森づくり税の用途について	
国全体の仕組みについて ～森林環境税（仮称）の創設～	



1. 島根の森林の役割と現状

島根県の森林率は79%であり、全国第3位の森林県です。そして、緑あふれる島根の自然環境・景観や森林が育む水や空気は、『清らかなしまね』の象徴であり、自慢できる財産です。

また、森林は木材などの林産物の供給という役割だけでなく、水源かん養や土砂の崩壊や流出といった自然災害の防止、野生動植物の生息地、更には地球温暖化の防止などの公益的機能を有し、県民生活と深く関わっているとと言えます。

しかしながら、島根県では、間伐未実施林や植栽放棄地、松枯れ林など、近年、森林の荒廃が一層進んでいる状況です。森林の荒廃は、木材価格の低迷による林業意欲の低下、森林所有者の高齢化、不在村化等による森林管理放棄に起因します。

『清らかなしまね』を後世に残していくため、私たち検討グループは、森林の荒廃を防ぎ、森林機能を保持していくための政策を提案します。

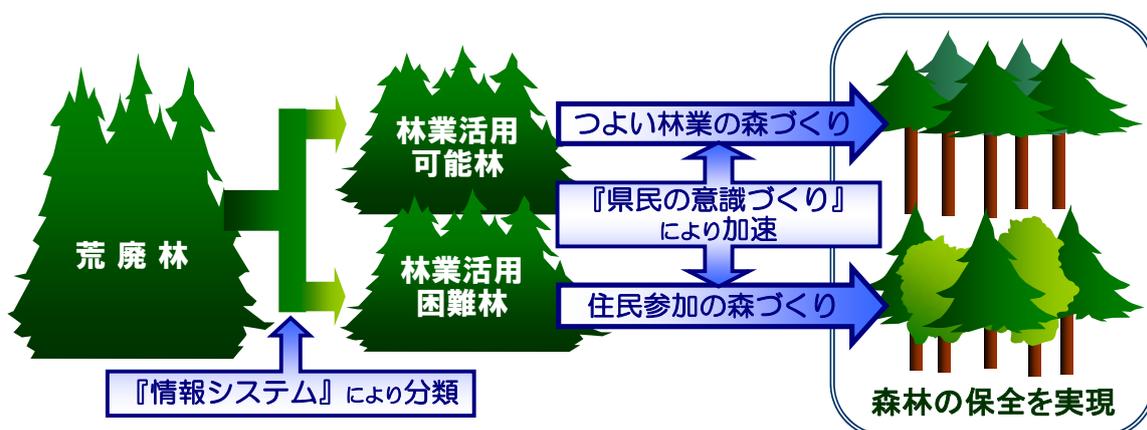
2. 政策の構成と方向性

林業による循環的森林利用により、森林はその機能を効率的に維持することができます。したがって、林業の強化は森林保全の最も効果的な手段と言えます。林業による利用が困難な森林については、企業の力を借り、NPOをはじめとするボランティアにより保全することも可能であり、県民が森林とふれあう機会として活用することも必要です。

そこで私たちは、「つよい林業の森づくり」と「住民参加の森づくり」を政策の柱として位置づけ、それを達成するための施策を提案します。

しかし、いずれの政策を推進するにあたって、県民一人ひとりの森林に対する理解が不可欠です。県民一人ひとりが森林の持つ災害防止機能や水源かん養機能といった公益的機能を理解し、「なぜ森林保全の必要があるか」、「なぜ間伐をやらなくてはいけないか」、「なぜ県民すべての問題としてとらえてはいけないか」ということについて、共通の意識を持たなければなりません。その意味で、基盤となる政策として「県民の意識づくり」を行わなければならないと考えます。

また、政策提案に加えて、水と緑の森づくり税の活用方法、島根の森林・環境を守っていくための国全体の仕組みについて意見を述べます。



3. まずは情報整備から

～現状と課題～

現在、県では森林 GIS により森林資源情報や森林計画ゾーニングデータなどを管理し、その一部を『しまね森林情報ステーション』として公開しています。

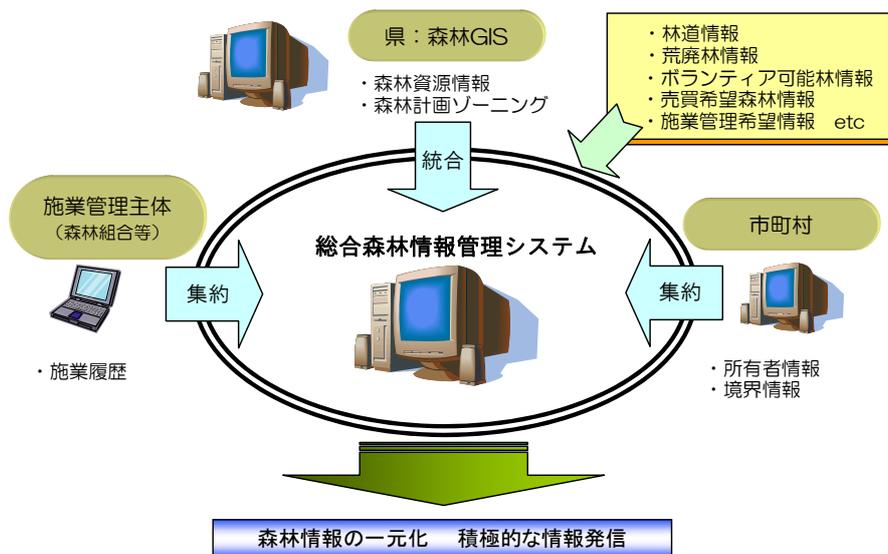
しかし、これら以外の情報は、例えば、施業履歴は森林組合等の施業実施団体に、また所有者情報は法務局や市町村に、というように分散しています。分散された情報の中には、あわせて活用することで、更に有効に活用できるものがあり、現在の物理的に分散し、それぞれが保有している状況では、効果的な活用が望めない状況です。

～政策の提案～

総合森林情報管理システムの構築

分散する情報を一元化した「統合システム」の構築を行います。

また、分散する情報の統合に加えて、施業管理希望情報や、売買希望情報、ボランティア可能林情報、荒廃林情報なども一元化して取り込むことにより、「つよい林業の森づくり」や「住民参加の森づくり」、「県民の意識づくり」など様々な場面で、有効かつ効率的な活用ができるものと考えます。



【活用方法】

- ・ 施業管理主体から森林所有者への、森林の状況や具体的な施業費用などを含めた施業提案（森林カルテ・森林処方箋の作成・発行）
- ・ 森林資源情報と施業情報を元に、森林所有者への適切な施業の働きかけ
- ・ 不在村地主への施業提案、森林状況の周知活動
- ・ 売買希望森林情報、施業管理希望情報を広く提供し、森林・立木の売買等による施業管理の集約化、団地化の促進
- ・ 広く一般に提供することにより、新規を含めた多様な林業事業体の参入促進
- ・ ボランティア可能林情報を、NPO 法人などの活動フィールドとして積極的に提供
- ・ 「企業参加の森づくり制度」実施可能場所をHPでリスト公開
- ・ 広く県民に荒廃森林の具体的情報（面積や場所など）を提供することにより、意識啓発

4. つよい林業の森づくり ～業としての林業の自立による資源循環利用～

(1) 林業で守る！「しまねの森」

～目指す方向～

- 木材生産機能など経済活動が比較的行いやすい森林において、『業（なりわい）』として林業が自立しています。
 - ※森林の集約化による効率的な林業経営が行われています。
 - ※長期施業委託により、計画的な管理が行われています。
- 新規参入がすすみ、既存事業者も活性化しています。

～現状と課題～

現在の森林施業委託（植栽、枝打ち、間伐）は、各個人・各施業毎に作業を委託しており、短期的な委託であるため、長期の視点に立った森林経営を困難としています。

また、施業意欲の低下した小規模森林所有者が多く、伐期に達していても伐採されず放置された森林が存在し、林業活動を停滞させています。

この様に現在の林業においては、林業経営の合理化、活性化を図り、産業として「つよく」自立する必要があります。

～政策の提案～

① 長期の施業委託の推進



トータル施業委託方式への転換

森林の施業を一括して管理者（森林組合等）に任せることにより、目指すべき森林（より収益を上げる森林）に向かい、森林管理者による計画的で効率化な施業が可能となります。

トータル施業委託では、目先の作業にとらわれず、より収益を上げるための森林づくりを目指すこととなります。

また、トータル施業委託箇所を増やすことにより、森林施業が行われる区域が面的にも広がり、さらなる効率化につながります。



信託契約の推進

森林管理者による効率的な施業によって利益が見込まれる森林においては、立木の権利（地上権）を森林管理者に預けてしまう信託契約の推進を提案します。

これにより、森林管理者（森林組合等）の経営における自由度が高まります。

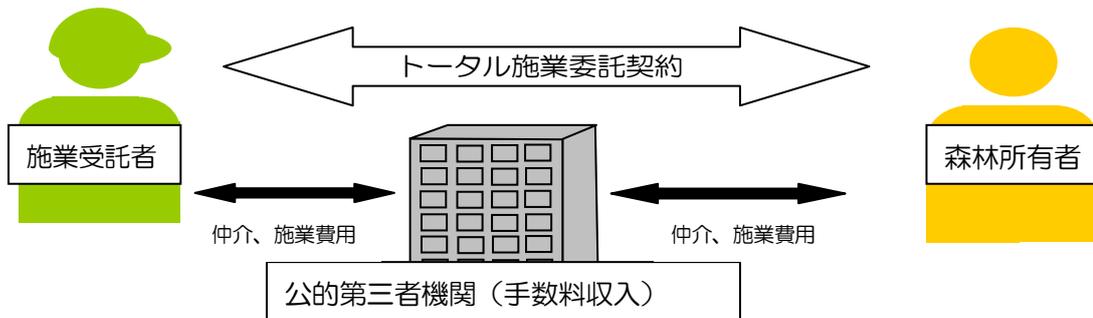
森林管理者の責任は増えますが、受託者が「森林管理者」から「森林経営者」となり、林業の活性化が図られ、森林が本来の産業の場となってきます。

公的第三者機関による仲介システムの構築

不在村地主化や森林組合の広域合併により地元とのつながりが薄れた場合においては、受託者と委託者とが顔の見えない関係になり、契約期間が長期に渡る「トータル作業委託」や「信託契約」に際して信用面での阻害要因になると思われます。

そこで、公的第三者機関が間に入り、受委託の仲介や、森林整備費用の受け渡し、手続きの代行を行うことにより、信用力を補完し、受委託の推進を図ります。

また、この仲介システムにより、森林所有者とつながりのない民間事業者が受託者として参入しやすくなり、活発な林業活動が行われると期待されます。



② 民間資本の活用

「しまねの森再生」ファンドによる伐採

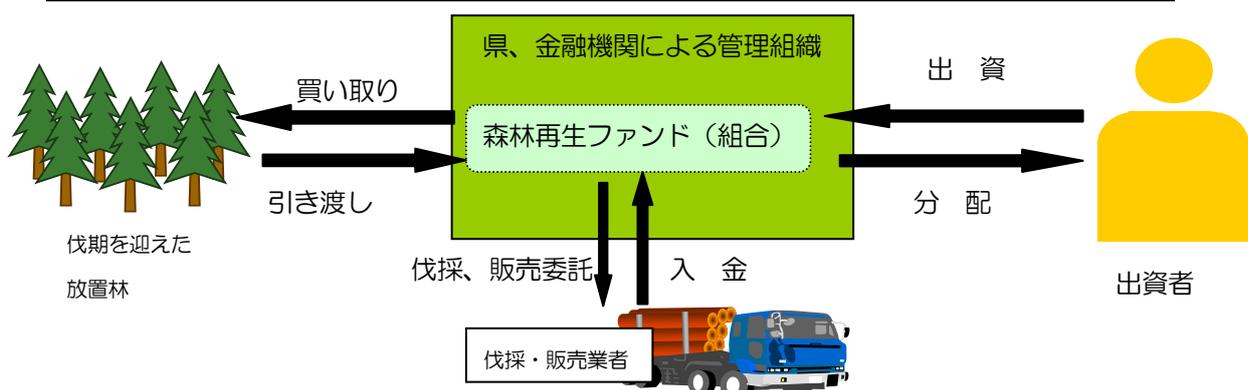
民間の資金を集める手法として、資産の証券化があります。証券化とは、資金を募り資産を活用して産み出された運用益を投資者に配分する手法ですが、森林経営においては林業の植栽から伐採までの1サイクルを証券化の対象とすると、収入サイクルが長期にわたることもあり、金利変動リスク・木材価格変動リスクも高くなります。

そこで、伐期となった森林に限定し、証券化（ファンドを形成）を行い、その伐採資金を募ります。（＝主伐販売をメインとした運用を行います。）

これにより、伐期となった森林の循環利用が進み、林業の活性化の起爆剤となることが期待できます。あくまで起爆剤としての活用であるため、短期的な事業とします。

☆ファンドの流れ

- ① 伐期になっているにもかかわらず、所有者が資金不足などから伐採意欲を失っている森林（立木）について、収支計算を行い証券化できる森林を限定する。
- ② 森林（立木）の買取契約を行う。
- ③ 対象となる森林を公開、県・銀行等のダブルブランドにより証券を発行、資金を募る。
- ④ 伐採業者等への施業委託、伐採、販売
- ⑤ 精算、配当



(2) みんなで使おう「しまねの木」

～目指す方向～

- 木材を利用することにより、森林整備が進んでいます。
 - ※しまねの木が広く愛用されています。
 - ※燃料としての木材使用が普及しています。

～現状と課題～

島根県では、戦後植林された森林が年々成長を続け、人工林資源は充実しつつあります。これを有効に活用して、木材を安定的に供給できる仕組みをつくるのが、森林の循環利用を通じた適切な森林管理につながっていきます。

木材は建築用資材として最も利用されていますが、住宅様式の変化などにより需要量が減りつつあります。木材を使う時にも、安価な輸入材や有名な産地の材と比較され、ブランド力のないしまねの木は不利な状況になっています。

また、間伐材は持ち出すには採算が合わず、現地に放置されることが多くあります。せっかく、空気中のCO₂を吸収固定したものを残置して腐らせ、CO₂を再放出させています。これまで放置されていた間伐材を化石燃料の代わりに燃料として活用できれば、CO₂削減だけでなく材の利用が図れ、林業の活性化、森林整備がさらに進みます。

みんなで作ろう「しまねの木」では、建築用資材、木質バイオマスの利用、活用を推進し健全な森林の維持を目指します。

～政策の提案～

① 県産材を使った「しまねの木の家」を増やそう！



住んで安心「しまねの木の家」づくりバックアップ対策の拡充

イメージキャラクター（ex.しまぼく君）や県産材の愛称募集（ex.三瓶山麓の木など）によるキャンペーン・PRを実施します。

また、今後需要の増加が見込まれる住宅リフォームや多くの人の目に触れる店舗への助成対象を拡大します。店舗への助成の場合は、その店舗へ「しまねの木」を使用していることの表示を義務づけます。



県外への木材販売 ～しまね発スケルトン・インフィル方式の全国展開

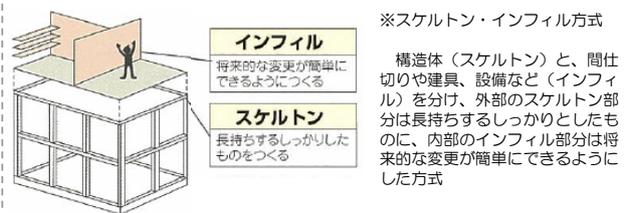
本県の森林資源 128 万m³ /年成長量のうち木材として利用可能なものは 96 万m³ で、およそ 3 万棟分の木造住宅を建てることができます。これは、H18 年度の県内住宅着工戸数 4 千戸の約 8 倍に匹敵するものです。そのため、県内だけではなく、県内木材の海外輸出や県外移出により、広いマーケットを対象とする必要があります。

その際、「スケルトン・インフィル方式」を取り入れた島根発の家づくりシステムを広く売り出すことにより、県外への拡大を図ります。将来的には、県外住宅メーカーや県外工務店との提携していくこととなります。

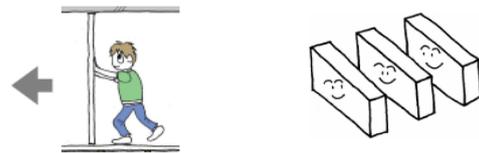
このシステムでは、間取りを簡単に変更できることから県外在住者のライフスタイルに合ったものを提案できますし、規格化された木材を使用するため、すでにある県内での供給ノウハウを生かすことにより島根県産材の移出が見込めます。また、石州瓦など他の地場産業製品と合わせて、一つのパッケージ商品としての販売も可能です。

また、縁あって県外に家を建てることになった県出身者に対して「同郷の家」づくりをセールスし、県外へのPR効果を生み出します。

しまねの木の家「スケルトン・インフィル方式」の特徴



- ライフステージの変化（家族構成の変化）等に合わせて間取りの変更、傷んだ部品の交換が容易にできます。
＝ 長期にわたって住みつづけることができます。
- シンプルで合理的な架構で、また島根では部材を規格化しているため、建築コストを低減できます。



「しまねの木」HIGH デザインコンクール

「しまねの木」に付加価値を付けるには、木工芸として加工することも考えられます。県内には木工芸で有名な地域があり、加工技術の蓄積があります。

そこで、広く全国からデザインを公募して、優れたデザインのを製品化、にほんばし島根館で販売することにより全国に発信します。

高知県馬路村発の「スギの鞆」がヒットしたように、新しい視点でヒット商品が生まれる可能性があります。



写真：株式会社エコアス馬路村
スギの鞆「monacca」

② 木質バイオマスによる新しい木材利用

家庭・事業所におけるバイオマス燃料利用の推進（ペレットストーブ、チップボイラー）

かつて、島根県の多くの家庭で利用されていた薪などの木材燃料を新しい形（ペレット、チップ）で利用することにより、森林内で残置されている木材の活用を進めます。

灯油ストーブ、石油ファンヒーターとの価格の比較、導入コスト・ランニングコスト等を10年スパン等長期的な比較を行い、住宅フェアでチラシを配布して新築住宅用にPRします。

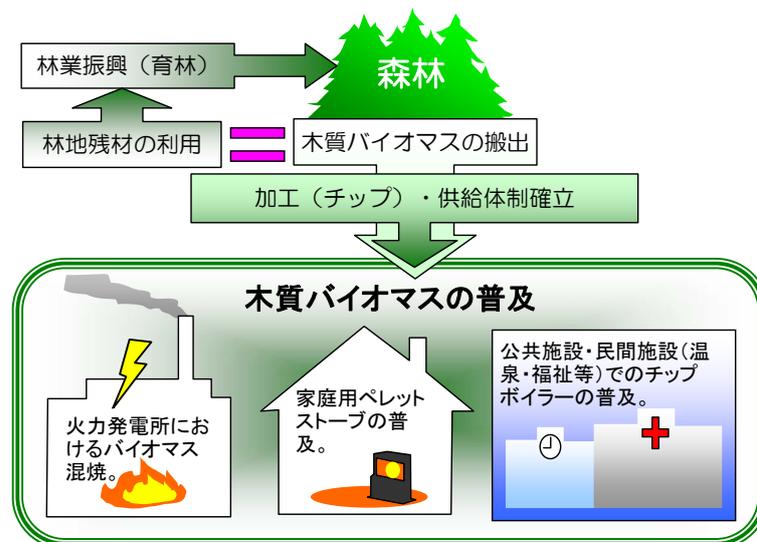
また、環境に優しい暖房器具を利用するという意識の浸透を図るため、人目に付きやすい学校や運転免許センター等の公共施設へ率先して導入することや、購入費の助成を図ることを提案します。あわせて、県内でのペレット製造設備や販売体制の整備、推進をはかります。



火力発電所におけるバイオマス混焼

電力会社には、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）により、CO₂の削減のため一定の割合で新エネルギーの導入が義務づけられています。それを受け、山口県の新小野田火力発電所では、石炭の3%（重量比）以内の木質バイオマス混焼が始まり、火力発電所における木質バイオマス混焼の実施が現実のものとなりました。

木質バイオマス混焼のためには、輸送コストの問題や安定した供給体制など多くの課題がありますが、県内の火力発電所において、木質バイオマス混焼が実施されれば、間伐材の利用や林地残材の活用が見込まれます。



5. 住民参加の森づくり ～森とのふれあいから生まれる地域の森づくり～

～目指す方向～

- 様々な企業が「しまねの森」の応援団・スポンサーになっています。
- NPO法人をはじめとしたボランティアにより保全活動が継続的に行われています。
- 子どもたちをはじめ、地域住民にとって森は身近なものになっています。

～現状と課題～

県内には多数の森林ボランティア活動を行う組織、団体が存在し、住民が森とふれあうことのできるイベントや森林保全活動が行われています。これらの活動がさらに広がりを見せ、継続的なものとなるためには、活動の核となる人材が必要です。

また、近年CSR（Corporate Social Responsibility：企業の社会的責任）に対する取組みとして森林保全活動を行う企業が増加しており、島根県でも「企業参加の森づくり」が実施されています。

しかし、中小企業が多い県内企業だけでなく、県外の大企業にも参加してもらうことでより活発な森づくりを展開していくため、事業実施による企業PR効果等のメリットを明確にし、参加形態の多様化、地元での協力体制を整えるなどのサポートが必要と考えます。

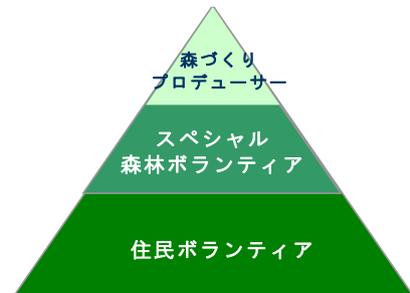
そして、さらに多くの人々が「森は身近なものである。」と体感し、地域の森づくりに関心を持ち、様々な活動に参加してもらうことが大事です。

～政策の提案～

① 住民参加の核となるひとづくり

「スペシャル森林ボランティア」の育成

機械操作技術研修や安全講習を行い、実働部隊となる方を育成し、既存の森づくりプロデューサーを頂点としたボランティアお助けチームづくりを行います。



～地域ボランティアお助けチーム～

もりの見守り人

森林を含む場所をフィールドとして様々な目的で県が委嘱等をしている方を活用し、本来業務とあわせて、山の状態、作業道の状態、鳥獣の出没情報、紅葉情報、野草・山菜情報などを見てもらう「もりの見守り活動」を行ってまいります。

また、その情報を集約し、ボランティア活動フィールドやふれあいスポット情報として提供します。

(島根県自然保護レンジャー、自然公園指導員、森林保全巡視指導員、森林保全推進員、鳥獣保護員 etc)

② 企業等、多様な民間参加の推進

〇〇の森（テーマのある森）による企業スポンサー募集

県外企業が「しまねの森づくり」に参加する魅力を向上させるため、企業活動のPRになるような全国的に知名度の高い地域資源の森を選定し、それぞれの名称等を冠した「〇〇の森づくり」というようなテーマを設定します。そして、テーマに関連する産業（企業）を対象にしたスポンサー企業の募集活動を展開します。知事のトップセールスや企業訪問等の機会に、こうした森づくりへの参加を促します。

企業は、全国的な知名度のある「国民の財産」ともいうべき地域資源の保全に協力していることで企業イメージの向上に繋がるPR活動を行うことができます。

そして、活動フィールドとして、森づくりをきっかけに、森と関連する河川、湖、海の保全活動への取組みへも広げていくことができます。

【テーマ例】

森づくりのテーマ例	対象となる産業例
石見銀山周辺の森 「銀山の森」	観光関連産業、金属関連産業
出雲大社周辺の森 「縁結びの森」	ブライダル関連産業
斐伊川流域の森 「たたらの森」「しじみの森」「オロチの森」	製造業、水産加工業、小売業
高津川流域の森 「清流日本一の森」	飲料・食品関連産業
隠岐地域の森 「太平記の森」「隠岐國の森」	観光関連産業、水産業

「寄合型」企業参加の森づくり事業

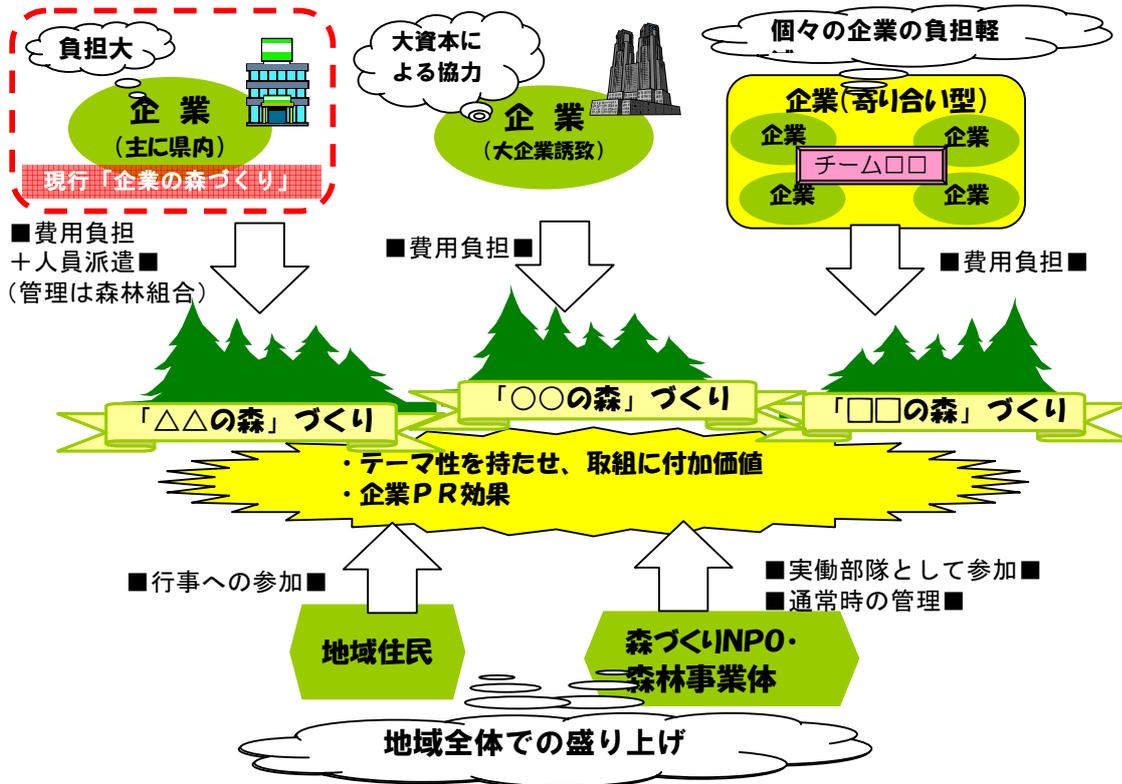
単独企業による森づくり活動への参加は、人員面や費用面での負担が大きいことや、その負担が長期に渡るため安定的に取り組むことに企業側が不安を感じる事が考えられます。そのため、個々の企業の負担を軽減し、中小企業でも参画しやすくするため、複数の企業による寄合型のスポンサー参加や活動参加を進めます。

地域が一体となった取組み

企業は資金面での協力やイベント的な参加はできますが、実際の活動や森林の管理はノウハウを持つ地元の協力が必要です。その受け皿となるのはNPOや森林組合等が考えられます。そしてさらに地域の一般住民が参加するなどして、企業のCSR活動が森づくりだけでなく都市農村交流などの地域貢献の役割を果たし、地域住民もその活動を理解することで地域全体で森づくりを盛り上げていく取組みを進めます。

地域と一体となった森づくりは、企業にとっても地域住民の理解や地域の状況などを詳細に把握できるというメリットがあります。

企業等、多様な民間参加の推進イメージ



(写真) 住民参加によるボランティア活動

③ もっと気軽にふれあい体験

ハッピーフォレストスクール（学校教育での体験学習）

小さい頃から「山は身近な存在」であることを理解してもらうために、学校教育における取組みを一層進めます。また、こうした活動を促進するため、地域において宿泊施設や作業道具の提供など、受入れ体制を整備します。

【取組の例】

- ・ モデル校による子供たちの里山体験学習事業
各圏域で1校程度のモデル校を選定し、年間を通じた里山体験（春：山菜採り、夏：下草刈り、秋：きのこ狩り、紅葉狩り、冬：枝打ち など）を実施することにより、身近な里山を利用した生活を体験します。
- ・ 教員初任者研修等での森林体験研修の実施
子どもを教える立場の教員が森林作業を予め体験し、森林を活用した教育を行ったり森林の重要性についての理解を深めます。
- ・ 運動系サークルの合宿誘致
高校・大学等の運動系サークルの合宿を誘致し、合宿活動の中に森林作業を含めることで青少年の実践的な林業体験や林業の担い手確保 PR につなげます。
- ・ 薪割りコンクール
今では体験することがほとんどなくなった「薪割り」を子どもに体験させ、木の種類・特性やかつて薪を使っていた頃の生活様式を理解します。



「ひと・もり」ふれあいの場づくり

日々の暮らしや遊びの中で森や山に入る機会をできるだけ増やし、誰もが気軽に森とのふれあうことができる取組みを進めます。

【取組の例】

- ・ 「魅せる森」づくり
桜や秋に真っ赤になる樹種、黄色になる樹種のみを多く植栽するなど、植える樹種を工夫して、花見、紅葉狩りスポットとなる森づくりを進めます。
- ・ どんぐり収集をきっかけとした取組み
幼児や小学生低学年を対象に「どんぐりポイント手帳」を配布し、どんぐり収集でポイントを進呈します。集まったポイントは、苗木や木のおもちゃ等と交換できます。また、集まったどんぐりは学校等に配布し、どんぐりを使ったドットアートコンテストを実施します。



6. 県民の意識づくり ～県民総出で「しまねの森」の再生を～

～目指す方向～

県民一人ひとりが、

- 清らかな島根の原点である「しまねの森」の現状、機能を理解し、関心を持っています。
- 「しまねの森」を中心とした自然環境を自慢できる財産として、自分たちの手で残して行こうと思っています。
- 森林の再生に協力し、森を守るために取り組んでいます。

～現状と課題～

森林への関心を持つ人は多いものの、水と緑の森づくり税についての知識や具体的なボランティアへの参加手法等を知らない人がまだまだたくさんいます。

情報や知識の提供を実施することによって、県民の具体的な行動を啓発していくことが必要です。

～政策の提案～

効果的な情報提供

○市県民税納税通知時や自動車税納入通知や免許更新時の活用

県民がかならず目を通すと思われる納税通知書等の空きスペースや裏面を利用し、水と緑の森づくり税の使途、森林の重要性、個々の取組みの大切さ等について記載します。また、自動車がCO₂の排出源であることに注目し、自動車税納入通知書や免許更新の通知にも同様の記載をすることで、環境に対する取組みを啓発します。

○人から人へ、森林再生リレーによる意識啓発

森林の大切さを訴えたパンフレットを作成し、そのパンフレットに森林に関する想いと氏名等を記載し、次の人にリレーします。リレーが10人続いたパンフレットの中から抽選で県民の森バンガロー無料体験等をプレゼントします。

パンフレットを読み、想いを書いてもらうことで森林に対する想いを新たにしてもらいます。

県民の気持ちを後押し

○森にやさしい人認定証（健康福祉部「こころ」の森林版）

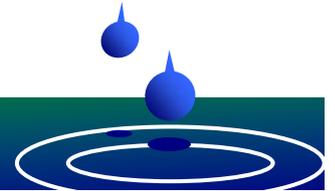
県産木材住宅を建てた人、ペレットストーブを購入した人、森林ボランティアをした人等に「森にやさしい人認定証」を配布、認定証保持者に協賛企業によるサービスを実施します。



県職員の率先した取組みを期待

○知事をはじめとした県職員等のボランティア活動により意識啓発

○行政活動での木製品（木の名刺、木の名刺入れ）の使用



水と緑の森づくり税の使途について

島根県水と緑の森づくり税条例 第1条

この条例は、水資源のかん養、県土保全等すべての県民が等しく享受している安全で安心な生活に不可欠な公益的機能を有する森林が県民共有の財産であるとの認識に立ち、荒廃森林を再生させ水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいく責務を果たすことを目的として、県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策に要する費用に充てるため、島根県県税条例で定める県民税の均等割の税率の特例として課する水と緑の森づくり税に関し必要な事項を定めるものとする。

水と緑の森づくり税については、公益的機能を有する森林は県民共有の財産であるという考えのもと、水を育む緑豊かな森を次世代に引き継いでいくため、**県民及び県が協働して取り組む水と緑の森づくりに関する施策**に要する費用に充てることとされているところです。

現在の条例に基づく考え方に照らして、今まで提案した施策について水と緑の森づくり税の活用を検討すると次の事業については、水と緑の森づくり税を財源として活用できるものと考えます。

○総合的なもの

- ・総合森林情報管理システム

○住民との協働によるもの

- ・住民参加の核となるひとづくり
- ・企業等、多様な民間参加の推進
- ・もっと気軽にふれあい体験

○県民の意識づくりに関するもの

- ・効果的な情報提供
- ・県民の気持ちを後押し

○木材利用に関するもの

- ・県産材を使った「しまねの木の家」を増やそう！



水と緑の森づくり税の使途に関する『新たな視点』

現在の使途に加えて、次の新たな視点による使途を入れてはどうかと考えます。

視点1 中山間地域対策

森林の多くは、中山間地域に所在しています。そして、昔から山に関わり、森林保全活動や木材生産機能の中心を担ってきたのは、中山間地域に住む住民です。しかし今、中山間地域は、過疎化・高齢化などにより、集落崩壊の危機を迎えています。中山間地域の集落の崩壊は、間近で森林に関わる人、森林を見守る人の減少につながり、森林の荒廃をさらに進めます。

こうしたことから、緑豊かな森を次世代に引き継いでいくためには、永続的な中山間地域の集落の維持が必要不可欠で、さらには地域住民の活動により維持していく仕組みづくりが必要です。また、不在村地主の場合は、世代交代が進むと、所有森林への関心は薄れ、さらに深刻となります。

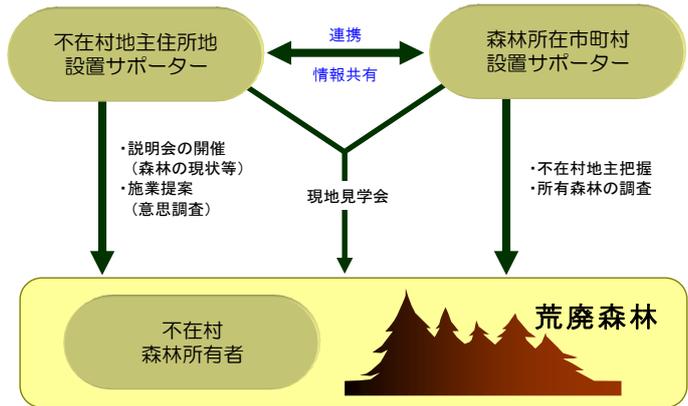
そこで、新しい視点として、中山間地域対策を使途として提案します。

【具体的な使途】

① 不在村地主対策

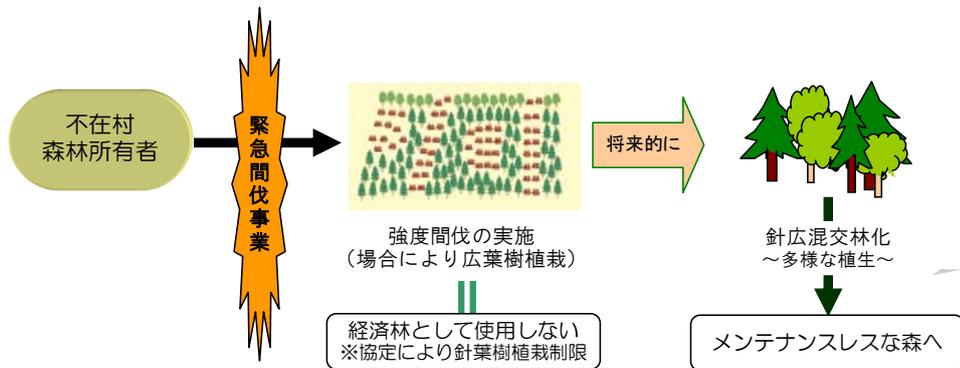
(1) 不在村地主サポーター設置

市部及び県外等の不在村地主任所在地に設置されたサポーターと、森林が所在する中山間地に設置されたサポーターが連携して、不在村森林所有者に施業提案活動等を実施します。
 (総合森林情報システムにより、「森林カルテ・森林処方箋」を作成し活用)



(2) 不在村地主放置人工林緊急間伐事業

- 不在村地主化により、10年以上間伐が実施されておらず、今後管理される見込みがない人工林に強度間伐を実施します。
 (協定締結により、針葉樹植栽制限を行い、できるだけ自然に任せて針広混交林化)



② 中山間地域直接支払制度を活用した中山間地域への支援

集落協定に盛り込まれた森林に関係する活動に対し、交付金を上乗せ支給

- (例) 国土保全機能を高める取組みとしての「農地と一体化した周辺林地の管理」等
 耕作放棄の防止等の取組みとしての「鳥獣緩衝森林・草地の整備」、「イノシシ防護策の設置」

視点2 観光資源の景観対策

島根の観光資源には森林が名所旧跡や街並み、田畑とあいまって美しい景観を築いているもの(例：出雲大社の北山、石見地方の森と赤瓦のコントラスト、大麻山の室谷の棚田など)が多くあり、観光資源と島根の森林は切っても切り離せないものといえます。

また、観光資源の中には、石見銀山やたたら製鉄のように、木を切ったあとに植林というように、自然環境と経済活動の両立を実現し、歴史的に自然環境へ配慮されたものがあります。先人の功績と歴史的背景を評価し、そのことを県内外にPRすることにより、観光を通じた森林の役割の喚起が期待できます。

こうしたことから、新しい視点として、これらの観光資源の景観対策や観光を推進する活動を使途として、提案します。

また、観光資源と一体化した取組みにより、県外企業や県外在住者の森林保全のための資金や活動の呼び込みが図れるという効果もあります。

【具体的な使途】

- 観光PR活動
- ガイダンス施設（案内看板、休憩所等）の整備
- 自然（木）を生かした遊歩道、公衆トイレ、街灯等の整備・補修
- 周辺森林の整備

視点3 新たな事業を実施するための労務対策

昨年来、国のCO₂吸収源対策に係る事業量が急激に増加しています。しかし、森林施業の多くを担っている森林組合等では、数年前から県の公共事業予算の減少や経営改善のための取組みにより、作業員を削減してきました。このため、水と緑の森づくり税で行う「県民再生の森事業（既存事業）」などの保全目的の事業に対する労務不足が現在生じています。

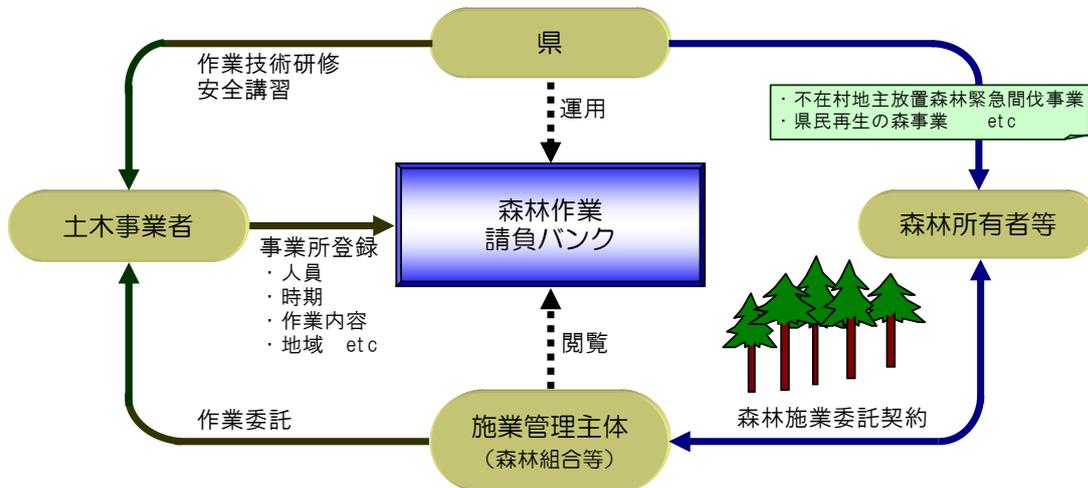
したがって、新しい視点による事業を推進する際、この労務不足を解消する必要があります。

一方で、公共事業の減少により土木業者では、仕事の確保や余剰人員に対する対策が急務とされています。

そこで、土木事業者と森林施業を結びつける仕組みを中心とした短期的な森林施業労務対策を、使途として提案します。

【具体的な使途】

- 土木事業者に対する林業作業技術研修・安全講習の実施
- 森林作業請負バンクの構築





国全体の仕組みについて ～森林環境税（仮称）の創設～

地球環境保護、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保持などの「森林の公益的機能」が注目を受けています。また、地球温暖化防止に対する京都議定書では、CO₂の6%削減のうち、3.8%を森林が吸収する役割を担っています。

森林の多くは、中山間地域を多く抱える財政力の弱い地方公共団体に所在しています。これらの自治体及び地域住民が守り育てている美しい水や清らかな空気の恩恵を都市住民も受けています。また工業用水も森によって支えられています。

しかし、その森林を守ってきた林業を取り巻く環境は厳しさを増してきました。木材価格の低迷、後継者不足等が森林の荒廃を招いています。里山や里山とともに多様な生態系の保持に必要な農地を守ってきた中山間地域も過疎化や高齢化等により集落崩壊の危機を迎えているのです。また地域住民を支える地方自治体も財政危機に直面しています。

都市の住民も森林が育む水や空気の受益者です。しかし、その森林を守り育てる費用を負担しているのは地方の自治体であり、受益と負担が一致していません。よって国税で国民一般に広く森林保全の費用を求め、それを地方譲与税等の手段によって森林・山村の所在する地方へ配分されることを求めたいと思います。

都市に住む都市住民も森林や自然環境とのふれあいを必要としているのではないのでしょうか。世論調査では、大都市の約8割の人が都市と農山漁村の交流を必要だと考えているという結果がでています。都市住民と森林との交流がより容易にできるようにするための費用を、この国税の用途の一つとすることで、都市住民の納得を得やすくなるのではないかと考えます。

世界的に見ても、北欧諸国、オランダ、ドイツ、イギリスなどヨーロッパの多くの国で炭素税、エネルギー税が導入されています。また、気候等の状況が違ってもいえ北欧諸国では、木質バイオマスや風力発電の導入もすすみ、国民全般の環境に対する意識も高くなっています。

日本も豊富な森林資源を有する国であり、森林からの恩恵を国民全てが受けています。国民一人一人が森林の大切さを認識し、森林とともに育て、ともに利用することを、ともに考える時期にあるのではないのでしょうか。



森林環境税（仮称）の主な用途

森林整備関係

水資源のかん養、国土の保全、CO₂吸収などに大きな役割を果たしている「森林」の保全費用

○森林の植栽・間伐

森林を育む長期的な管理にかかる費用

○林道整備

適正な森林を管理するために必要な林道整備

○担い手対策

森林の長期的な管理等を担う担い手の育成

里山・中山間地域関係

里山及び里山を維持してきた中山間地域保全のための費用

○里山の維持保全

里山の維持管理経費

○中山間集落対策

有害鳥獣対策等に必要な経費、集落営農対策等中山間地域の農地保全対策

都市住民の森林との交流

都市に住む住民にも森林の恵みを直接感じてもらうため、森林や山村とのふれあい推進のための条件整備費用

○グリーンツーリズム推進体制の整備

都市住民が民泊するための体制整備の経費

○森林公園の整備

気軽に森林と触れることができる体制の整備

○都市住民の田舎暮らしの推進

グリーンツーリズムから一歩進んで、ある程度長期的に田舎暮らしをする都市住民のための取組み

○森林セラピーの普及

ドイツでは保険適用ともなっている「森林セラピー」の日本での普及

木質バイオマス活用への支援

○チップボイラー、ペレットストーブ等の導入支援

木質バイオマスの利用促進のための支援制度の整備

○バイオマスタウンへの支援

バイオマス構想等を策定した市町村等への積極的な支援

○バイオマス利用が生み出す雇用創出対策

森林環境税（仮称） 税収試算

平成 17 年度の国税収入決算額を元に税収を試算すると、島根県を含む県内自治体への配分額は約 60 億円となります。

【森林環境税(仮称) 税収試算】

平成 17 年度国税収入決算額

税目	決算額
源泉所得税	12,955,818
申告所得税	2,630,095
所得税（譲与分）	1,115,900
法人税	13,273,567
合 計	29,975,380

税額の 1% を付加税
として、課税すると

森林環境税（仮称） 税収試算額

税目	試算額
源泉所得税	129,558
申告所得税	26,301
所得税（譲与分）	11,159
法人税	132,736
合 計	299,754

【配分額試算】

① 国有林分は、国に配分

$$299,754 \text{ 百万円} \times \text{森林面積に対する国有林率} \times 31.2\% = 93,524 \text{ 百万円}$$

② 残額を各都道府県の民有林全国割合（県有林・市有林等を含む。）で配分

$$(299,754 \text{ 百万円} - 93,524 \text{ 百万円}) \times \text{島根県の民有林全国割合} 2.859\% = \boxed{5,896 \text{ 百万円}}$$

【参考：森林環境税（仮称）配分額試算都道府県別一覧】

	都道府県名	森林面積 ha	うち国有林 ha	うち民有林（国有林・市有林等を含む） ha		森林環境税 配分試算額 百万円
					民有林全国割合	
1	北海道	5,547,697	3,161,201	2,386,496	13.808%	28,477
2	青森県	636,207	395,357	240,850	1.394%	2,874
3	岩手県	1,174,910	391,618	783,292	4.532%	9,347
4	宮城県	418,420	132,907	285,513	1.652%	3,407
5	秋田県	840,224	393,980	446,245	2.582%	5,325
6	山形県	670,444	357,886	312,558	1.808%	3,730
7	福島県	972,143	409,653	562,490	3.255%	6,712
8	茨城県	190,399	45,513	144,886	0.838%	1,729
9	栃木県	354,156	129,145	225,011	1.302%	2,685
10	群馬県	423,418	196,525	226,893	1.313%	2,707
11	埼玉県	123,230	18,166	105,064	0.608%	1,254
12	千葉県	163,372	10,054	153,317	0.887%	1,829
13	東京都	78,846	7,860	70,986	0.411%	847
14	神奈川県	95,362	10,948	84,415	0.488%	1,007
15	新潟県	865,114	294,852	570,262	3.300%	6,805
16	富山県	284,577	106,143	178,433	1.032%	2,129
17	石川県	286,729	35,483	251,246	1.454%	2,998
18	福井県	312,591	39,151	273,440	1.582%	3,263
19	山梨県	347,762	4,778	342,984	1.984%	4,093
20	長野県	1,061,120	380,361	680,759	3.939%	8,123
21	岐阜県	865,807	181,160	684,646	3.961%	8,169
22	静岡県	500,274	92,664	407,610	2.358%	4,864
23	愛知県	220,601	13,174	207,427	1.200%	2,475
24	三重県	375,613	24,037	351,577	2.034%	4,195
25	滋賀県	206,011	19,978	186,033	1.076%	2,220
26	京都府	344,198	11,608	332,590	1.924%	3,969
27	大阪府	58,391	1,103	57,288	0.331%	684
28	兵庫県	562,760	31,083	531,678	3.076%	6,344
29	奈良県	283,817	13,774	270,043	1.562%	3,222
30	和歌山県	363,766	18,856	344,910	1.996%	4,116
31	鳥取県	258,086	32,731	225,355	1.304%	2,689
32	島根県	527,631	33,552	494,079	2.859%	5,896
33	岡山県	484,524	38,513	446,012	2.581%	5,322
34	広島県	614,018	48,342	565,676	3.273%	6,750
35	山口県	432,855	11,549	421,306	2.438%	5,027
36	徳島県	312,832	18,633	294,199	1.702%	3,511
37	香川県	88,278	8,400	79,878	0.462%	953
38	愛媛県	401,139	41,063	360,076	2.083%	4,297
39	高知県	595,086	126,604	468,481	2.711%	5,590
40	福岡県	222,598	25,700	196,898	1.139%	2,349
41	佐賀県	110,419	15,880	94,539	0.547%	1,128
42	長崎県	243,702	25,212	218,490	1.264%	2,607
43	熊本県	464,987	63,309	401,678	2.324%	4,793
44	大分県	453,891	49,965	403,926	2.337%	4,820
45	宮崎県	588,943	181,426	407,517	2.358%	4,863
46	鹿児島県	590,088	156,628	433,461	2.508%	5,172
47	沖縄県	104,049	31,406	72,643	0.420%	867
	全国合計 (構成比)	25,121,084 (100%)	7,837,929 (31.201%)	17,283,155 (68.799%)	100%	206,230

※ 国税収入決算額には既往事業年度分、清算確定分や加算税等が含まれていることや、付加税導入に伴う国税減額措置の必要性を考慮していないためあくまで参考値です。



みず・みどり みまもり はぐくむ 森がすき